

(別紙)

「京都府総合計画」広報・宣伝物制作業務 企画提案仕様書

1 業務の名称

「京都府総合計画」広報・宣伝物制作業務

2 業務の目的

令和4年12月に改定を予定している、府政運営の羅針盤である「京都府総合計画」について、あらゆる世代の全ての府民が京都府総合計画の内容を理解できるよう、質の高い広報媒体により、効果的に発信することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託上限額

7,500千円（税込）

※本事業を実施する全ての経費を含む。

5 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、以下の（1）～（4）とする。

なお、業務の実施にあたっては、京都府と十分に協議・調整すること。

（1）冊子（詳細版）

①印刷物の規格

ア 版型：A4判

イ ページ数：330ページ程度

ウ 紙質

表紙：マットコート四六判135kg程度

中面：マットコート紙四六判90kg程度

エ 綴じ方：無線綴じ

オ 刷色：表紙はフルカラー、中面は2色程度

カ 部数：2,000部

キ 校正：3回程度（別途色校1回）

ク その他：デザイン・レイアウト業務、版下作成を含む

②印刷物の内容

ア 「京都府総合計画」（最終案）の内容に、知事あいさつ、参考資料、奥付等を付加するとともに、イラスト、写真、グラフ・表、図等を挿入する。

イ 冊子に係るデザインやページ構成等は、企画提案及び府との協議によって適宜見やすいように一部調整を行い、最終的な内容は受託者と府が協議して決める。

ウ なお、文字の種類やサイズ、色遣い等、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

③イラスト、写真、グラフ・表、図、SDGsアイコン等

ア イラスト

冊子を親しみやすくわかりやすいものとするためのイラストを受託者が作成し、挿入すること。作成・挿入するイラストについては、統一感を持たせること。

イ 写真

写真は受託者が用意し、冊子に挿入すること（府が保有するものを使う場合を除く。）。

ウ 府が示す下書き、データ等に基づいて、デザイン化したグラフ・表、図を作成し、冊子に挿入すること。

エ SDGsアイコンを冊子の所定の箇所に挿入すること。

(2) 冊子（概要版）

①印刷物の規格

ア 版型：A4判

イ ページ数：20ページ程度

ウ 紙質：マットコート紙 四六判110kg程度

エ 刷色：全ページフルカラー印刷（4色程度）

オ 部数：6,000部

カ 校正：3回程度（別途色校1回）

キ その他：デザイン・レイアウト業務、版下作成を含む

②印刷物の内容

ア 概要版は、冊子に掲げた計画等を府民等に広く効果的に周知するため、特にわかりやすいデザイン及びレイアウトにすることとする。

イ 冊子に係るデザインやページ構成等は、企画提案及び府との協議によって適宜調整を行い、最終的な内容は受託者と府が協議して決める。

ウ 使用するグラフ・表、図は、冊子や府が示すデータ等に基づいて、デザイン化されたものを作成し、挿入すること。また、適宜イラストや写真などを挿入すること。

エ デザインに使用するイラストや写真等は、受託者が用意する（府が保有するものを使う場合を除く。）。

オ なお、文字の種類やサイズ、色遣い等、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

(3) 冊子（詳細版・概要版）配送

京都府総合計画冊子（詳細版・概要版）について、京都府が示す「京都府総合計画冊子配送先一覧」のとおりそれぞれ鏡文を添えて封入・梱包し、令和5年3月20日（月）以降に順次発送を開始し、3月31日（金）までに発送を完了すること。

なお、鏡文は京都府が提供することとする。

業務完了後は業務の実施結果をまとめた報告書を提出すること。

(4) 動画制作

①内容

ア 京都府総合計画（最終案）を基に動画を作成し、映像の加工・編集、音楽やナレーション等の音声付加、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。

イ 動画に係る内容・構成・尺等は、企画提案及び府との協議によって適宜調整を行い、最終的な内容は受託者と府が協議して決める。

ウ キャラクターや音源等を使用して、府民にとって親しみやすく、興味・理解を深めることができる内容とすること。

②動画時間

ア 1分未満版（SNSやデジタルサイネージ等でのPRを想定）

イ 10分未満版（講演等での使用、府HP、YouTube等への掲載を想定）

③その他の規格

ア 画面縦横比：16：9

イ 解像度：フルハイビジョン以上

ウ 対応言語：日本語

エ データ形式：

一般的なWindows PCやWEB配信が可能なファイル形式とし、具体的なファイル形式等は府と協議して最終決定する。

6 納品について

(1) 納品先：京都府政策企画部総合政策室

(2) 履行期限：令和5年3月10日（金）

(3) 納品物

①冊子（詳細版及び概要版）の印刷物 ※配送分を除く

②冊子（詳細版及び概要版）

PDFデータ（ホームページ掲載用）及び再編集可能な電子データ

③動画のブルーレイDVDディスク（デッキ再生用）及びパソコンでの再生用により、各1枚府へ成果品として提出すること。また、動画の制作の過程で撮影した写真・動画についても、同様に提出すること。

7 業務完了報告

業務完了後は、速やかに経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。

8 業務実施上の留意点

(1) イラスト等の作成や、受託者が用意する写真に要する経費は委託料に含めるものとする。

(2) 受託者が提案した企画提案をもとに、実施する業務の詳細について京都府と協議の上、業務計画書を作成すること。

(3) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。

(4) 受託者は、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、京都府と協議し、その指示に従うこと。

(5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。特に動画の制作にあたっては、YouTubeのコミュニティガイドラインを遵守すること。

(6) BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題

が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行うこと。

- (7) 作成した成果物の二次利用にあたって必要な権利関係の調整は、受託者の負担において行うこと。
- (8) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に京都府と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) この契約により作成される成果物及びその他の権利については、京都府に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (4) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で京都府の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、京都府と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。